

道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)

(定期点検整備)

第 48 条 自動車(小型特殊自動車を除く。以下この項、次条第 1 項及び第 54 条第 4 項において同じ。)の使用者は、次の各号に掲げる自動車について、それぞれ**当該各号に掲げる期間ごとに、点検の時期及び自動車の種別、用途等に応じ国土交通省令で定める技術上の基準により自動車を点検しなければならない。**

一 自動車運送事業の用に供する自動車及び車両総重量 8 トン以上の自家用自動車その他の国土交通省令で定める自家用自動車 3 月

二 **道路運送法第 78 条第 2 号に規定する自家用有償旅客運送の用に供する自家用自動車**(国土交通省令で定めるものを除く。)、同法第 80 条第 1 項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他の国土交通省令で定める自家用自動車(前号に掲げる自家用自動車を除く。) **6 月**

三 前二号に掲げる自動車以外の自動車 1 年

(点検整備記録簿)

第 49 条 自動車の使用者は、点検整備記録簿を当該自動車に備え置き、当該自動車について前条の規定により点検又は整備をしたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 点検の年月日

二 点検の結果

三 整備の概要

四 整備を完了した年月日

五 その他国土交通省令で定める事項

自動車点検基準(昭和 26 年運輸省令第 70 号)

(定期点検基準)

第2条 法第 48 条第1項の国土交通省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 法第 48 条第1項第1号に掲げる自動車(被牽けん引自動車を除く。) 別表第三

二 法第 48 条第1項第1号に掲げる自動車(被牽けん引自動車に限る。) 別表第四

三 法第 48 条第1項第2号に掲げる自動車(二輪自動車を除く。) 別表第五 ⇒別紙A3

四 法第 48 条第1項第2号に掲げる自動車(二輪自動車に限る。) 別表第五の二

五 法第 48 条第1項第3号に掲げる自動車(二輪自動車を除く。) 別表第六

六 法第 48 条第1項第3号に掲げる自動車(二輪自動車に限る。) 別表第七